

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下高齢者虐待防止法)は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することがきわめて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成18年4月1日から施行されている。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を加害者の区分として、

(1)養護者による高齢者虐待 (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待

虐待の行為類型として

(ア)身体的虐待 (イ)性的虐待 (ウ)心理的虐待 (エ)介護・世話の放棄・放任 (オ)経済的虐待

に分け、以下のように定義しています。

高齢者： 65才以上の者

養護者： 現に高齢者を養護するものであって養介護施設従事者等以外の者

養介護施設従事者等： 老人福祉法(昭和32年法律第133号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。

### 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。

### 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (養護者による)介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による上記(身体的・心理的・性的虐待)に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

### (養介護施設従事者等による)介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (養護者又は高齢者の親族による)経済的虐待

当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### (養介護施設従事者等による)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を加害者の区分として、

(1)養護者による障害者虐待 (2)障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 (3)使用者による障害者虐待

虐待の行為類型として

(ア)身体的虐待 (イ)性的虐待 (ウ)心理的虐待 (エ)放棄・放置 (オ)経済的虐待

に分け、以下のように定義しています。

養護者：障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

障害者福祉施設従事者等：障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者

使用者：障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(養護者による)心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(障害者福祉施設従事者等、使用者による)心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(養護者による)放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(障害者福祉施設従事者等による)放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(使用者による)放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準じる行為を行うこと。

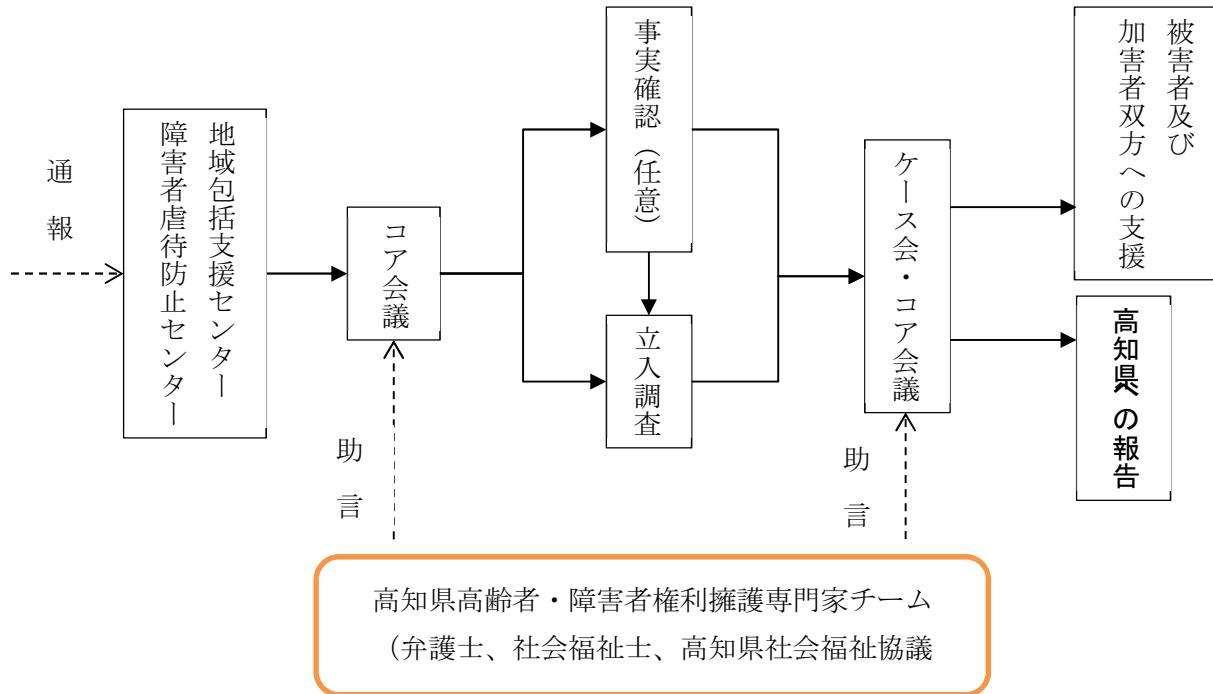
(養護者による)経済的虐待

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者福祉施設従事者等、使用者による)経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

## ■香美市の通報体制（養護者への虐待のケース）



### ◆通報

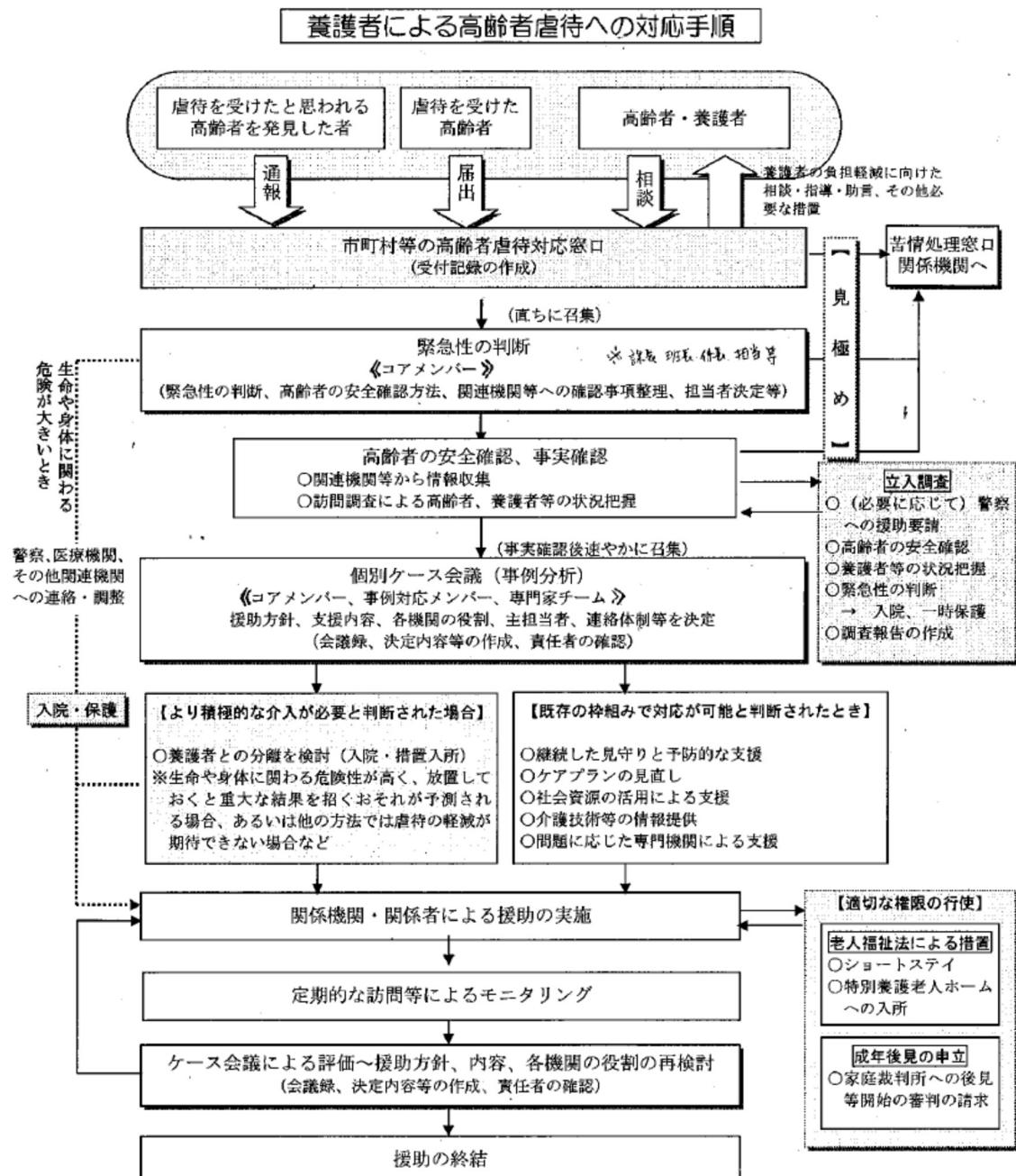
夜間や休日の通報については、日直・宿直が受付、福祉事務所、地域包括支援センター職員へ連絡する。

### ◆高齢者・障害者権利擁護専門家チーム

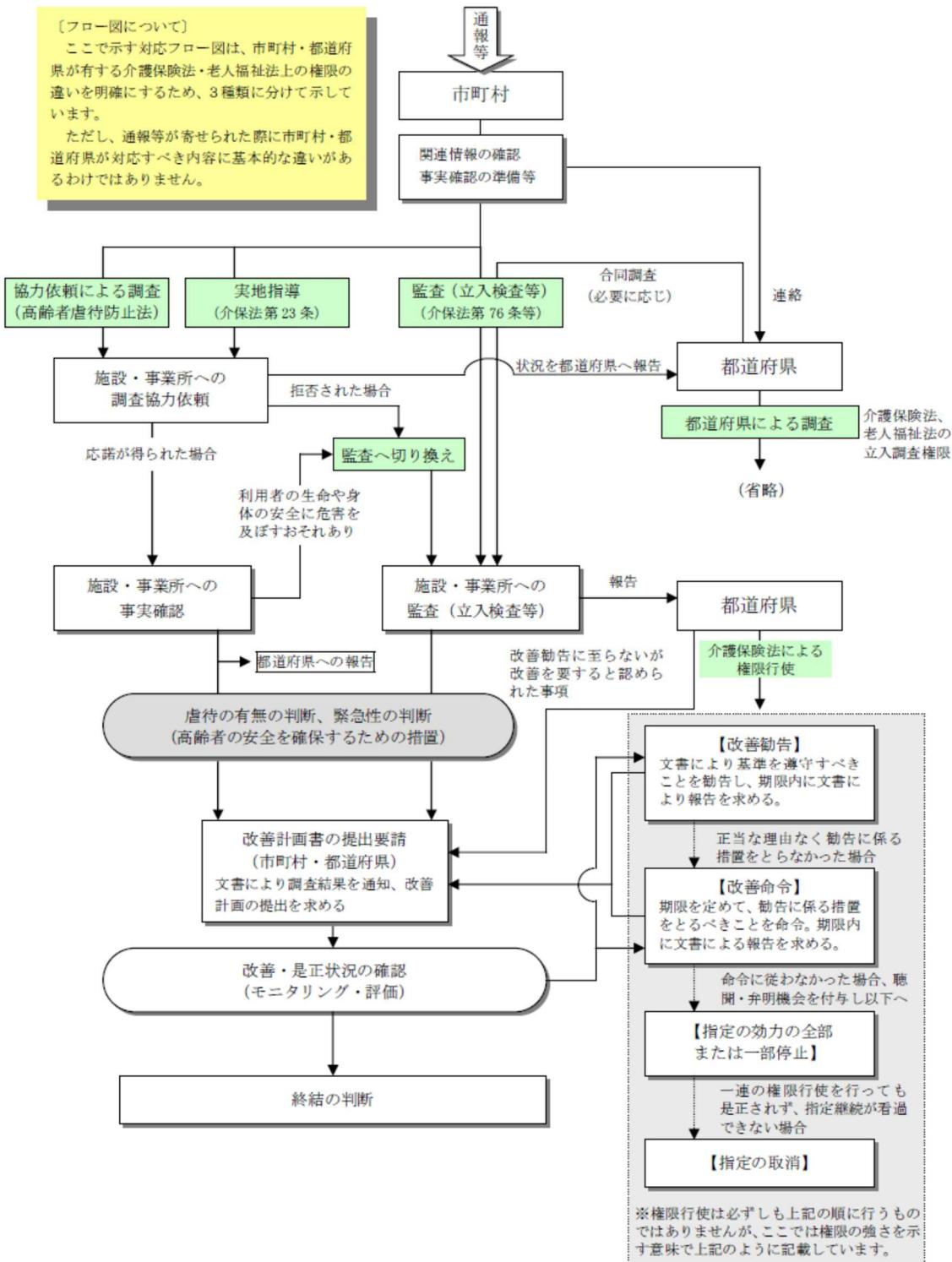
高知県の事業で、高知弁護士会と高知県社会福祉士会とが連携して構成している。必要があれば、派遣要請を行う。

## 1 養護者による高齢者虐待への対応

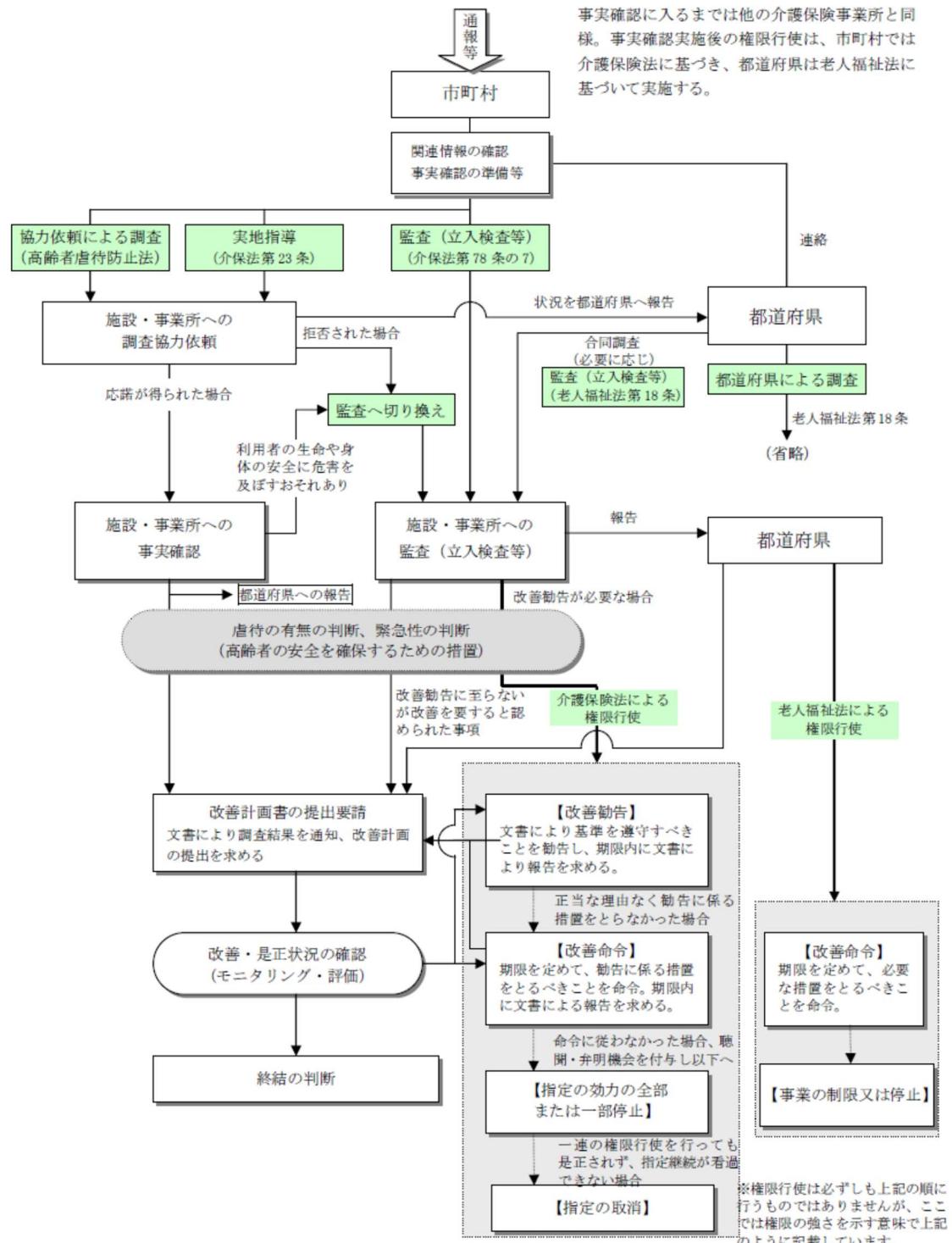
### 養護者による高齢者虐待への具体的な対応



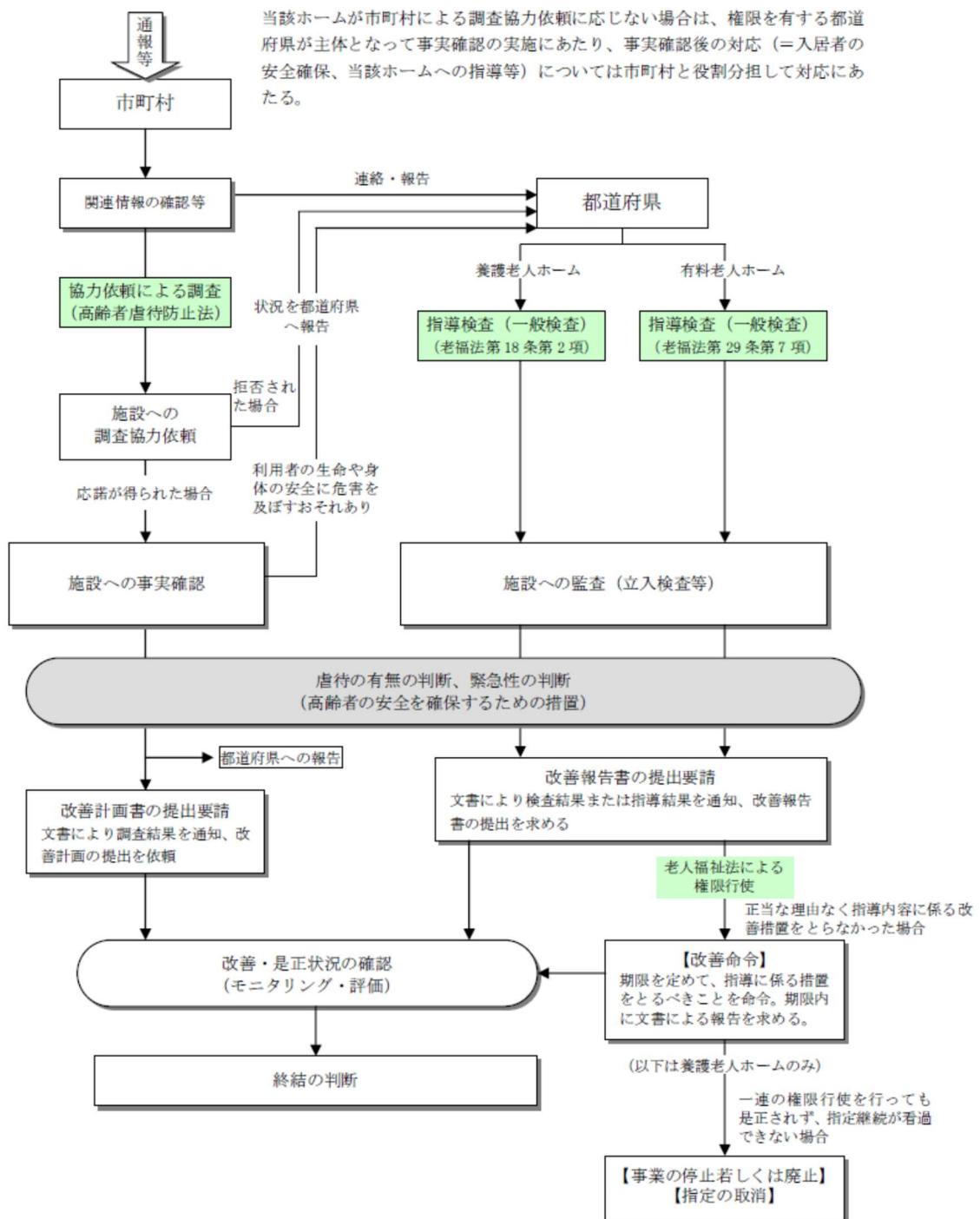
## 2 都道府県が指定権限を有する介護保険施設従業員等による高齢者への虐待の対応



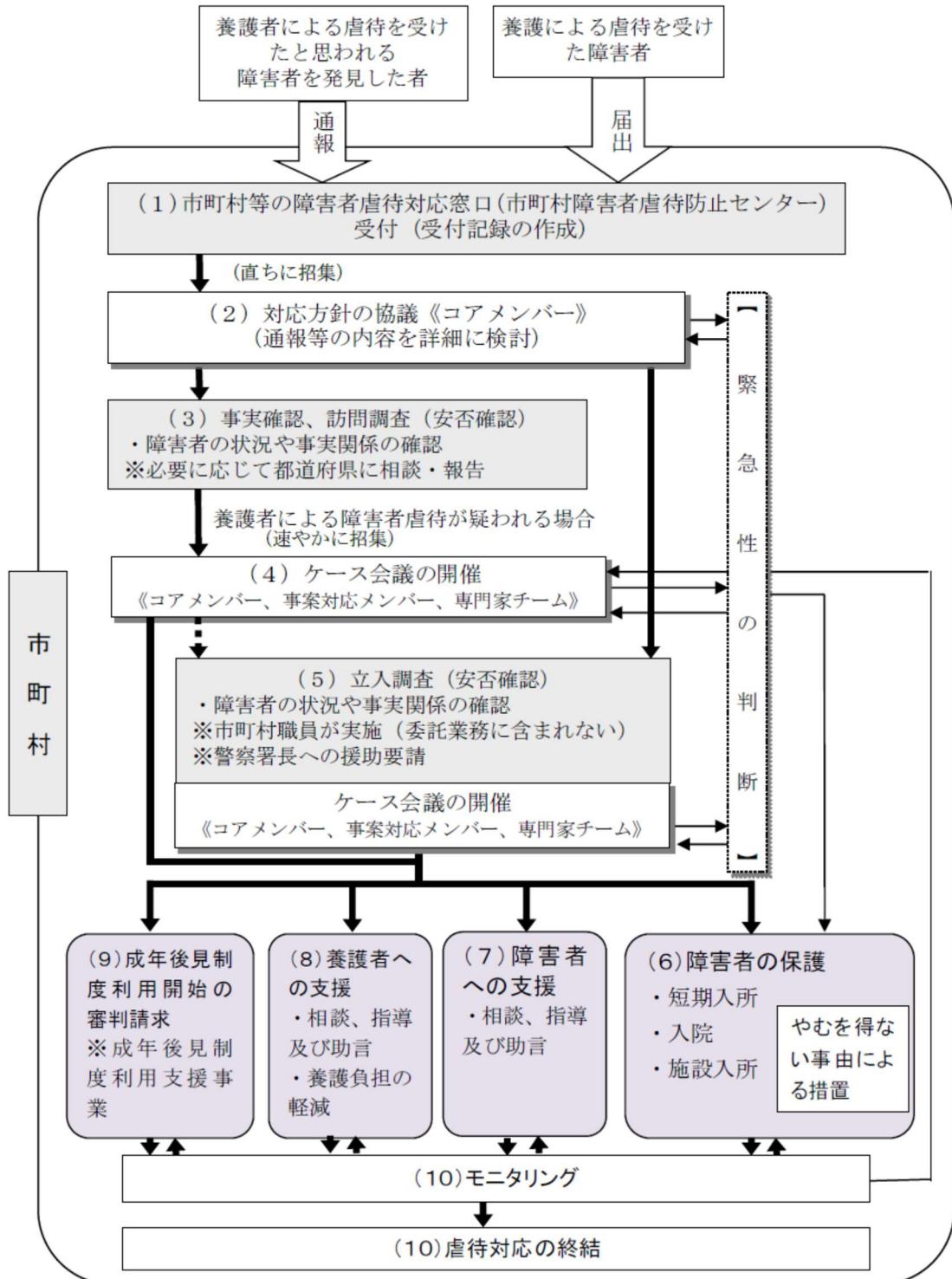
### 3 市町村が指定権限を有する介護保険施設従業員等による高齢者への虐待の対応



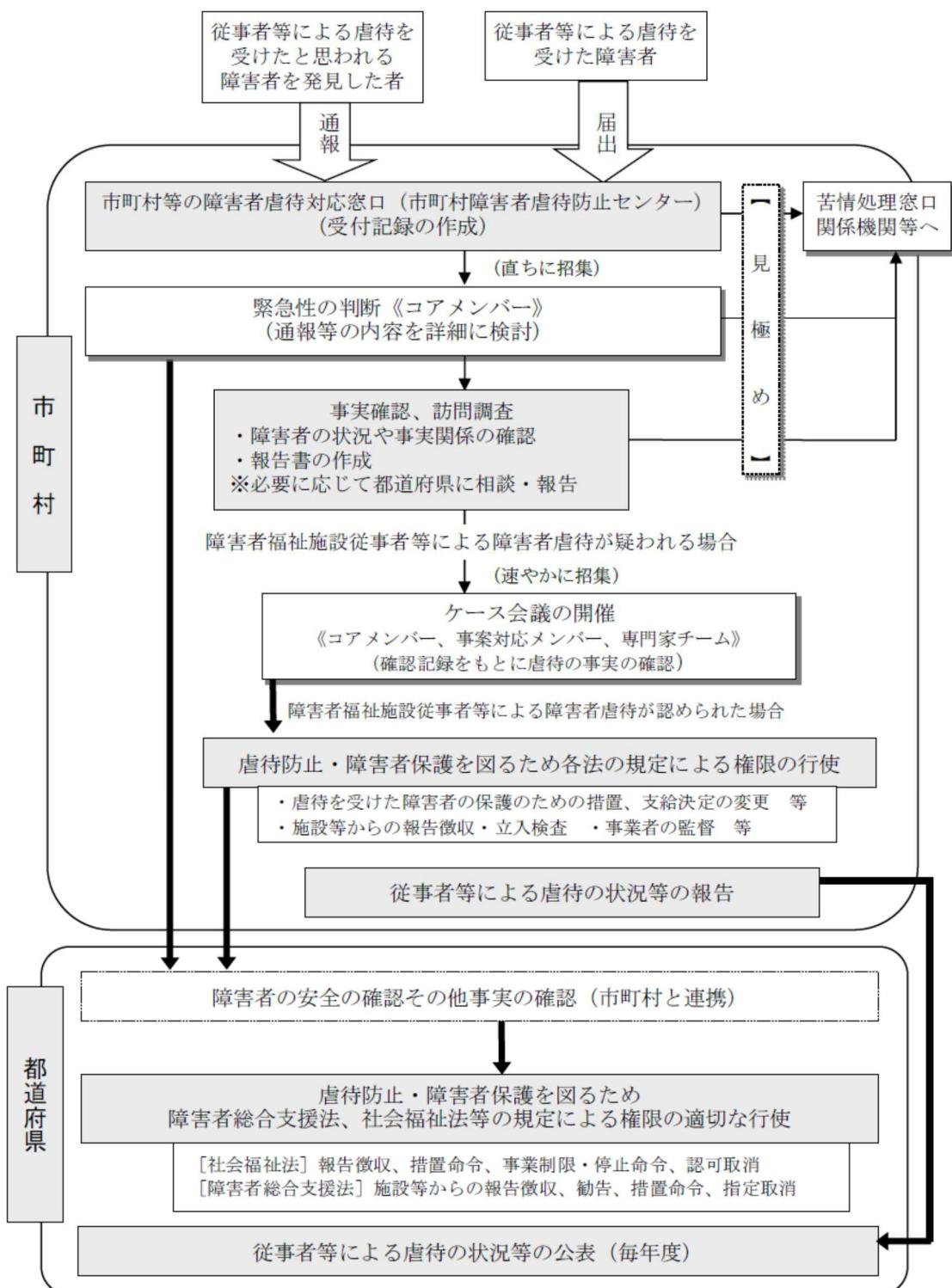
## 5 介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホームの場合



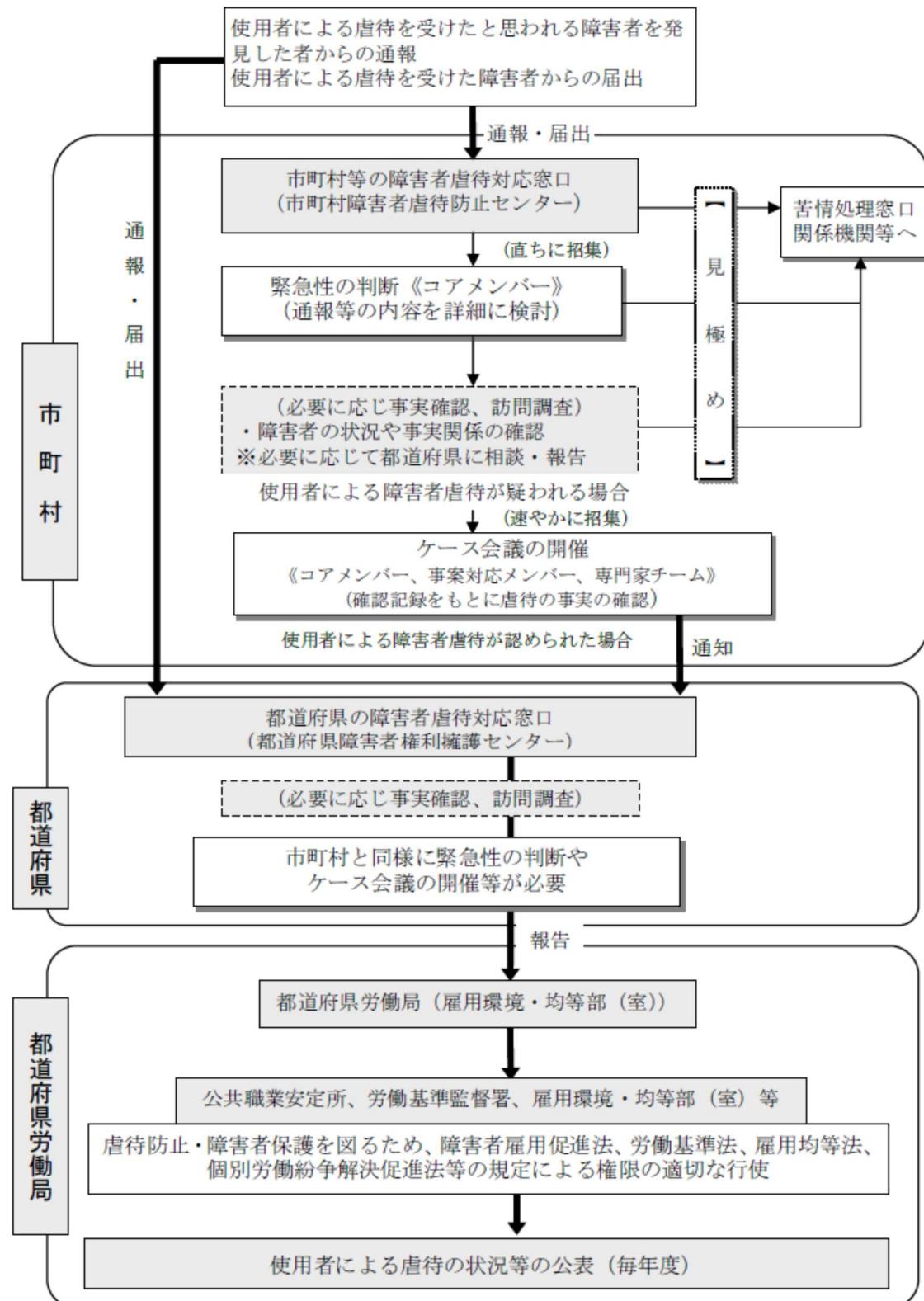
## 6 養護者による障害者虐待の対応



## 7 障害者施設従業員等による障害者への虐待の対応



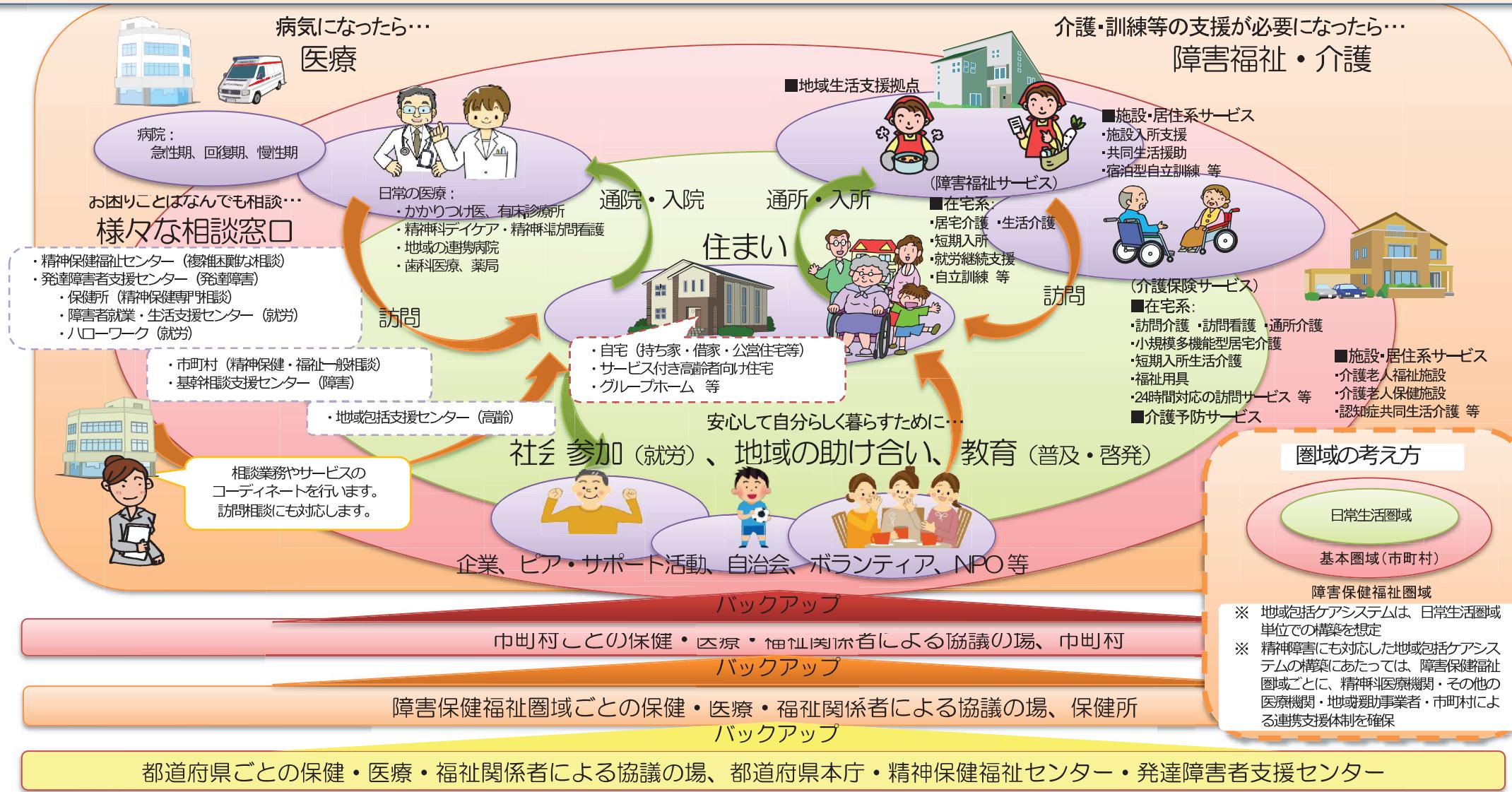
## 8 使用者による障害者への虐待への対応



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 地域生活支援拠点等の整備について

## ●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

## ●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

## ●必要な機能（具体的な内容）

### ① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

### ② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

### ③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

### ④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

### ⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

## ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

市町村（圏域）

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

### 多機能拠点整備型

#### 緊急時の受け入れ

#### 体験の機会・場

グループホーム  
障害者支援施設  
基幹相談支援センター

#### 相談

#### 地域の体制づくり

専門性  
必要に応じて連携  
障害福祉サービス・在宅医療等

### 面的整備型

#### 日中活動サービス事業所

専門性  
グループホーム  
障害者支援施設  
基幹相談支援センター

#### 体験の機会・場

#### 地域の体制づくり

コーディネーター

#### 相談

#### 短期入所

#### 緊急時の受け入れ

バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有